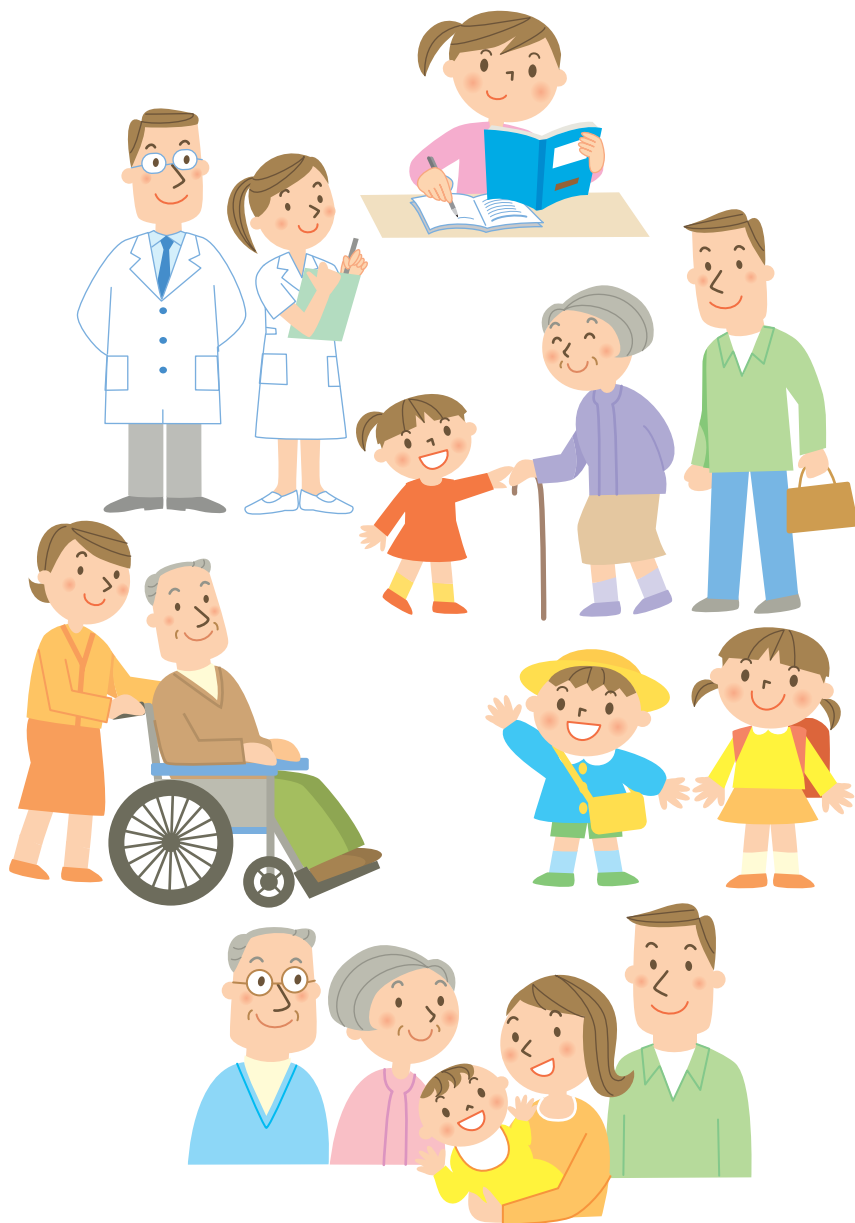


個人住民税

(市町民税・県民税)

特別徴収の事務手引き

～平成23年度版～



目次

事務手引き

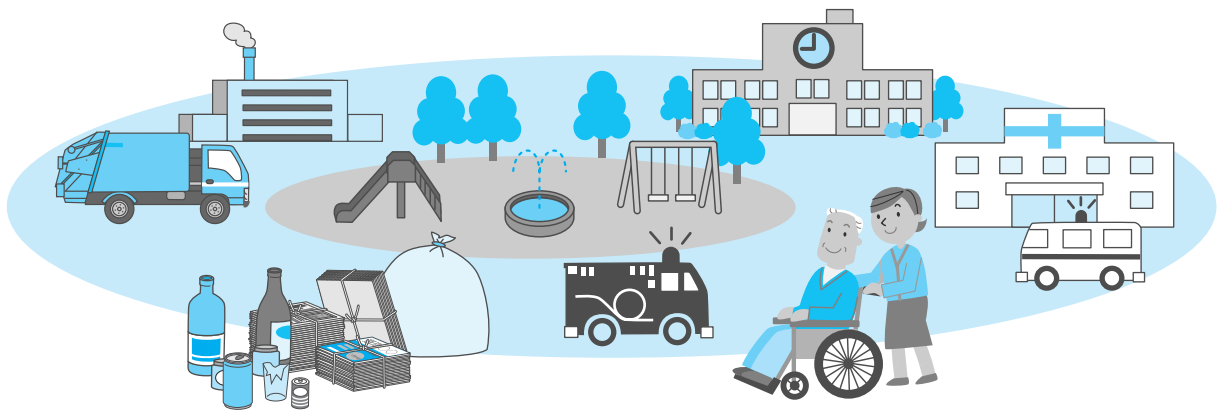
個人住民税について	1
特別徴収の義務	1
特別徴収義務者の指定	2
対象になる人	2
給与支払報告書の提出	2
特別徴収税額決定通知書の送付	3
納期と納入方法	4
税額の変更通知	5
退職・休職者の徴収方法	5
異動届などの提出	6
●退職して一括徴収の場合	6
●退職して普通徴収へ切替えの場合	7
●転勤等により特別徴収継続の場合	7
●年度途中における特別徴収への切替え	8
●特別徴収義務者の住所・名称等に変更があった場合	8
退職所得に係る住民税の特別徴収	9
住民税の計算方法(参考)	11
Q&A	13

個人住民税について

静岡県や市町などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなでも出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ静岡県や市町の仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担しあうという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。



特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を給与引き去りして納めることが法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納入を「特別徴収」といいますが、この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町から特別徴収義務者に指定されます。

(給料日の間隔が一月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収^{*}は認められません。)

※普通徴収:主として事業所得者などが市町から送付される納税通知によって納める方法。

納期は年4回(通常は6、8、10、1月)ですが、市町によって月は異なります。

対象になる人

前年中(1月1日~12月31日)に課税対象所得があり、本年度住民税の課税が発生する人で、**本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人が対象です。**

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める**給与支払報告書**を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

※給与支払報告書の提出は、eLTAX(エルタックス/電子申告)を御利用ください(一部利用できない市町があります)。

〈eLTAX(エルタックス)に関するお問合せ先〉電話 0570-081-459 <http://www.eltax.jp>

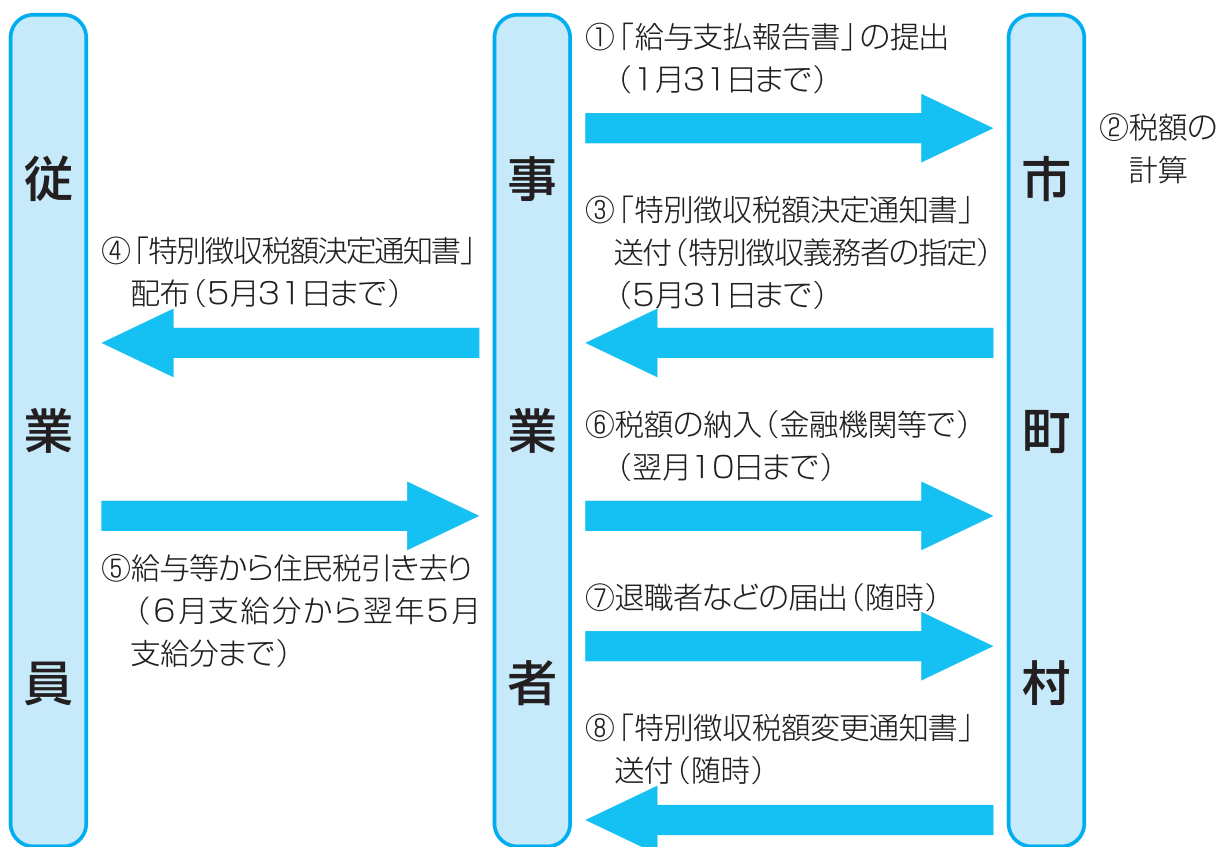
特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書、特別徴収のしおり（つづり、手引き^{*}）（各種様式）が送付されます。このとき年間の住民税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただきます。

^{*}市町ごとに呼び方はまちまちです。



所得税と違って、
税額の計算をする手間がないのですね！



納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

ゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例(年2回納入)……特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年2回の納入となる納期の特例を御利用いただけます。

受給者が常時10人未満の事業所で、市町長の承認を受けた場合には、**6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間**(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事業所にお

いて支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月10日までに納入することができます。

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

※承認後、受給者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨その他必要な事項を記載した届出書を市町長に提出しなければなりません。

市(町)民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書				
(あて先) 市(町)長		平成 年 月 日		
特別徴収義務者(給与支払者)		住所又は所在地		
氏名又は名称		_____		
代表者職氏名		_____ (印)		
特別徴収義務者 指 定 番 号		_____		
連絡先担当者 氏名		_____ 電話 _____		
〇〇条例第〇条の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。				
納期の特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月以降に徴収する市(町)民税・県民税特別徴収税額	常時給与の支払いを受ける者		臨時雇用者
		人員	給与の支払総額	人員
		人	円	円
	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
最近6ヶ月間における月別の支払いを受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 (申請先市(町)以外から勤務している者を含みます。)	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
	平成 年 月分			
現在、市(町)税の滞納がある場合の滞納税額等の内訳	税目	年度	期別	滞納税額
				円
滞納の理由				
申請の前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有(平成 年 月 日承認取消) ・ 無		
備考				
市(町)処理欄				

税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

異動届などの提出

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町に異動届を提出しなければなりません。

(地方税法施行規則第9条の5)

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください!

P5. **退職・休職者の徴収方法** のとおり、徴収方法を切替える旨を納税義務者に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については以下のとおりです。

●退職して一括徴収の場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書											
※市(町)処理欄								1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。											
(あて先) 市(町)長 平成 24年 10月 1日 提出		給与者 フリガナ 支取先 代表者の職氏名印	所在地 〒 420-0000 静岡県□□市一丁目□番□号	フリガナ ユウゲンガイシャ マルバツショウデン 有株式会社 ○×商店	代表取締役 ○○△△	係 氏名 電話	經理係 駿府 一郎 054-000-0000	特別徴収義務者 指定番号 0000000	個人番号 008	受給者番号 (整理番号)	
A欄		給与者 フリガナ 氏名 生年月日 1月1日現在の住所 現在の住所	所得者 フリガナ 旧姓 氏名 姓 住所 住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 121,000	徴収済月 6 月分 10 月分まで	(イ) 徴収済額 51,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000	異動年月日 平成 23年 9月 30日	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 → (C欄記入) ② 一括徴収 → (B欄記入) 3. 普通徴収 (税額を個人で納付) → (B欄記入)	1月1日から退職時までの給与支払総額 1,890,100 控除社会保険料額 218,000
●一括徴収の届出書											
B欄											
① 一括徴収の理由											
異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)		徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕	一括徴収した税額は						
平成24年9月2日申出		10.11	50,000	70,000	10 月分						
平成 年1月1日以後に退職(注2)		10.25	20,000		納期限 11月10日 と合わせて納入します						
② 一括徴収で、5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない、または、その理由()											
(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)											
(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。											
●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)											
C欄											
月割額	円を	給与者 フリガナ 支取先 代表者の職氏名印	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号	係 氏名	この届出に係る連絡先 電話					
月分から徴収し納入する。						特別徴収義務者がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合 指定番号の事前連絡 要・不要 納入書 要・不要					
◎送付先 〒000-0000 z z 市 z z z z 0000-00 z z 市役所 z z 課 (電話 000-000-0000)											
※印の欄は届出書において記載する必要はありません。											

●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書									
							※市(町)処理欄		
							1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。									
(あて先) 市(町)長 平成 24年 10月 1日 提出	給与支払者 フリガナ シズオカ ハナコ 氏名 静岡 花子	所在地 〒 420-0000 静岡県〇〇口市一丁目〇番〇号	フリガナ ユウゲンガイシャ マルバツショウテン 名称 有限会社 〇×商店	代表者の職氏名印 代表取締役 〇〇 △△	係 經理係	特別徴収義務者 指定番号 3 0 0 0 0 0 0	個人番号 0 0 8	受給者番号 (整理番号)	
フリガナ 氏名 シズオカ ハナコ 静岡 花子	旧姓 遠江	特別徴収税額 (年税額) 121,000	徴収済月 6 月分 から	徴収済額 51,000	未徴収税額 (7)-(イ) 70,000	異動年月日 平成 23年 9月 30日	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 → (B欄記入) ③ 普通徴収 (税額を個人で納付) → (B欄記入)	1月1日から 退職時までの 給与支払総額 1,890,100 円 控除社会保 険料額 218,000 円
●一括徴収の届出書									
一括徴収の理由									
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)									
2. 平成 年 月 日申出									
3. 平成 年 1月1日以降に退職(注2)									
一括徴収できない理由 ① 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない、② その他									
注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)									
注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。									
◎転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)									
月割額 10,000	円を	給与支払者 フリガナ カズシキガイシャ 名称 株式会社 △△商事	代表者の職氏名印 代表取締役 ×× 〇〇	特別徴収義務者 指定番号 2 0 0 0 0 0 0	係 人事係	氏名 海野 浩	電話 053-000-0000	送付先 〒000-0000 z z 市 z z z z 0000-00 z z 市役所 z z 課 (電話 000-000-0000)	新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合) 指定番号の 事前連絡 要・不要 納入書 要・不要

●転勤等により特別徴収継続の場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書									
							※市(町)処理欄		
							1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。									
(あて先) 市(町)長 平成 24年 10月 1日 提出	給与支払者 フリガナ シズオカ ハナコ 氏名 静岡 花子	所在地 〒 420-0000 静岡県〇〇口市一丁目〇番〇号	フリガナ ユウゲンガイシャ マルバツショウテン 名称 有限会社 〇×商店	代表者の職氏名印 代表取締役 〇〇 △△	係 經理係	特別徴収義務者 指定番号 3 0 0 0 0 0 0	個人番号 0 0 8	受給者番号 (整理番号)	
フリガナ 氏名 シズオカ ハナコ 静岡 花子	旧姓 遠江	特別徴収税額 (年税額) 121,000	徴収済月 6 月分 から	徴収済額 51,000	未徴収税額 (7)-(イ) 70,000	異動年月日 平成 23年 9月 30日	異動の事由 1. 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 → (B欄記入) 3. 普通徴収 (税額を個人で納付) → (B欄記入)	1月1日から 退職時までの 給与支払総額 1,890,100 円 控除社会保 険料額 218,000 円
●一括徴収の届出書									
一括徴収の理由									
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)									
2. 平成 年 月 日申出									
3. 平成 年 1月1日以降に退職(注2)									
一括徴収できない理由 ① 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない、② その他									
注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)									
注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。									
◎転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)									
月割額 10,000	円を	給与支払者 フリガナ カズシキガイシャ 名称 株式会社 △△商事	代表者の職氏名印 代表取締役 ×× 〇〇	特別徴収義務者 指定番号 2 0 0 0 0 0 0	係 人事係	氏名 海野 浩	電話 053-000-0000	送付先 〒000-0000 z z 市 z z z z 0000-00 z z 市役所 z z 課 (電話 000-000-0000)	新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合) 指定番号の 事前連絡 要・不要 納入書 要・不要

年度途中で特別徴収に切替える場合や、特別徴収義務者の名称等が変更された場合、以下の届出書を御提出いただきます。

●年度途中における特別徴収への切替え

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

(あて先) 市(町)長 〒 平成 年 月 日 提出		所在地 〒 フリガナ 名 称 代表者の 職氏名印		市(町)処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
				特別徴収義務者 指 定 番 号		係 氏名 この届 出に係 る連絡 先 電話	
◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「平成 年度 市(町)民税・県民税納税通知書」を確 認のうえ、記入してください。				指定番号 事前通知		要・不要 納入書 要・不要	
フリガナ 氏 名 昭和・平成 年 月 日 1月1日 現在の 住 所 〒 現在の 住 所 〒		(ア) 普通徴収税額 (年税額) 円		(イ) 普通徴収済額 <small>(※本納の場合に納税別表分)</small>		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	
異動理由 1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()		普通徴収分 納税通知書 番号		異動年月日 平成 年 月 日		特別徴収開始予定月 月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。	
注意事項 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお願いください。 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あて送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。		普通徴収分 納税通知書 番号		普通徴収 での口座 振替		有・無	

市(町)処理欄

●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

(あて先) 市(町)長 〒 平成 年 月 日 提出		所在地 〒 フリガナ 名 称 代表者の 職氏名印		市(町)処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
				特別徴収義務者 指 定 番 号		係 氏名 この届 出に係 る連絡 先 電話	
◎変更があった場合はすみやかに提出してください。 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。 ◎間違を避けるため、フリガナは必ずつけてください。				変更年月日 平成 年 月 日			
事項 フリガナ 所 在 地 フリガナ 方 書 フリガナ 名 称 電 話 番 号 関係書類送付先 <small>(上記関係書類の欄 にも記入してください。)</small>		変更前(旧)		変更後(新)			
変更理由 (※欄の□に○を 入してください)		1. 名称変更 □社名変更 □合併による変更(□旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された) □分割による変更 □その他() 2. 所在地変更 □事務所等が移転(登記簿変更有) □送付先変更(登記簿変更無) □その他() 3. その他 □徴収の一本化 □事務所等の廃止 □事業の休止 □事業の廃止 □その他()					
合併・吸収及 び分割の場合 に記入してく ださい。		合併・吸収・分割 後の名称		特別徴収義務者 指 定 番 号		有()・無 ()	
1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。理由が2、3の場合は、給与所得者 異動届出書を別途提出してください。 3. 新規に指定番号を取得する。		合併・吸収・分割後の指定番号		合併・吸収・分割後の納入開始時期 平成 年 月 日		納付書 要・不要	

市(町)処理欄

退職所得に係る住民税の特別徴収（退職手当）

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

退職所得にかかる住民税は、毎月給与から引き去りしている分とは分けて考えるんだね！



納入すべき市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町です。

<退職所得にかかる税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

a. 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

b. 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町民税6%と県民税4%）を適用して計算しますが、そうして求められた税額から10%に相当する金額を控除するものとされています。

※10%に相当する金額控除については、「平成24年1月1日以降に支払われるべき退職手当から廃止する」法律案が国会で審議中です（平成23年8月現在）。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\text{税率(市町民税6\%、県民税4\%)}} = \boxed{\text{税額(A:市町民税、B:県民税)}} \\ & \boxed{\text{税額(A:市町民税、B:県民税)}} - \boxed{\text{控除額(C:A}\times\text{10\%、D:B}\times\text{10\%)}} \\ & = \text{特別徴収すべき税額} \quad \boxed{\text{市町民税(A-C)、県民税(B-D)}} \end{aligned}$$

※A、B、C、Dは端数処理を行わない。特別徴収すべき税額に、百円未満の端数がある場合は、それぞれの百円未満の端数を切り捨てる。（特別徴収すべき税額は百円単位）

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納

市町村民税 道府県民税		納入申告書									
市町村民税		(受付印)									
道府県民税		平成 年 月 日 提出									
市町村民税		平成 年 月 分 人 員 人									
退職手当等 支払金額		千	百	十	千	百	十	千	百	十	円
特別徴 収税額	市町村民税										
	道府県民税										
(特別徴収義務者)											
住所又は平 所在地 氏名又は 名称 印											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

入申告書(下記様式)」に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

納入申告書の例

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町ごとに異なります。

※退職所得に係る住民税がないときは提出の必要はありません。

住民税の計算方法(参考)

※計算は各市町で行います。

$$\begin{aligned} \text{前年中の所得金額} - \text{所得控除(①参照)} &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times \text{税率10\%} &= \text{算定所得割額} \quad \text{〔1,000円未満の端数切捨て〕} \\ \text{算定所得割額} - \text{各種税額控除(②参照)} &= \text{所得割額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{所得割額} + \text{均等割額(市町民税3,000円、県民税1,400円)} \\ = \text{住民税の年税額} \end{aligned}$$

①所得控除の種類

- 雑損控除**：(災害等による損失額－保険金等による補てん額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額
- 医療費控除**：支払った医療費の額－保険金等による補てん額－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円)
- 社会保険料控除**：健康保険、介護保険、国民年金、共済組合等の掛け金
- 小規模企業共済等掛金控除**：小規模企業共済制度に基づく掛金等
- 生命保険料控除**：支払った保険料の合計額により別途計算(限度額は一般分と個人年金分それぞれ35,000円で最高70,000円まで)
- 地震保険料控除**：支払った保険料の合計額により別途計算(限度額は地震分25,000円と旧長期損害保険分10,000円で最高25,000円まで)
- 障害者控除**：特別障害者300,000円、普通障害者260,000円
- 寡婦(夫)控除**：260,000円(特別寡婦控除に該当する場合は300,000円)
- 勤労学生控除**：260,000円
- 配偶者控除**：330,000円
- 配偶者特別控除**：0円～330,000円(配偶者の所得金額による)
- 老人配偶者控除**：380,000円
- 扶養控除**：扶養親族1人につき 一般330,000円、特定450,000円
- 老人扶養控除**：老人扶養親族1人につき 同居老親等450,000円、その他老人380,000円
- 基礎控除**：すべての人に対して一律330,000円

(注) 上記は平成23年8月現在の内容であり、平成22年度税制改正により、平成23年分以後の所得税、平成24年度分以後の個人住民税について扶養控除の見直しがされます。

②各種税額控除(主なもの)

●**調整控除**・・・税源移譲により、所得税と住民税の税率が入れ替わりましたが、所得税と住民税の人的控除額の差額分により、今までの税額との誤差が出てしまうことから、差額調整するための措置として設けられたのがこの調整控除です。

●**住宅借入金等特別控除**・・・平成11年から平成18年までの入居者又は平成21年から平成25年までの入居者で、なおかつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額がある場合は、住民税からも控除されます。なお、この控除については平成22年度から年末調整や確定申告をされると自動的に住民税への適用がされるようになりましたので、市町への申告は不要です。

(給与支払報告書摘要欄には、住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を必ず記載してください。)

※所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けていることが必要条件です。

※平成19、20年中に入居された方につきましては、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、住民税からの控除は対象外となります。

●**寄付金税額控除**・・・

課税総所得金額から 人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	67%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職金額を有する場合)	地方税法に定める割合

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市町民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、左表の区分に応じて、割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

Q & A

Q 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町民税+県民税）を引き去りし、従業員に代わってその従業員に課税をした市町に納入する制度です。

Q 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A 地方税法の規定により、各市町は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願い致します。

Q すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。静岡県では平成24年度から全県一斉（※1）で特別徴収義務者の指定を実施しますが、**次の場合については、当分の間普通徴収とすることがあります。**

- ・ 総受給者数が3人未満（※2）
- ・ 他から支給される給与から個人住民税が引き去られている。
- ・ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ・ 給与が毎月支給されていない（不定期）。
- ・ 専従者
- ・ 退職者（又は給与支払報告書を提出した年度の3/31までの退職予定者）

※1 一部地域においては調整中

※2 総受給者数とは、市町単位での人数ではなく事業所全体の受給者数をさします。

ただし、上記のその他要件に該当する者を除く人数とします。

なお、上記の要件に該当する場合であっても、特別徴収にすることをお勧めします。

Q 静岡県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか。

A 原則としては特別徴収をしなければなりません。他県でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。

Q 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替理由書を提出(※)してください。 ※一部地域においては調整中

Q 4月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町に御提出ください。(P6参照)

Q 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q 2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町と協議の上で**どちらか一方**に決定します。

Q 毎月、市町に住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか。

A 従業員が常時10人未満である事業所は、市町長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。(P4参照)

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A はい。住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町で行って通知しますので、給与から引き去りする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払負担が小さくなるのですか。

A はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、納期限後20日以内に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。また、事業者として滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのがどうしたらよいですか。

A 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町に納入してください。

Q 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。(P8参照)

Q 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A**
- 1 毎年1月末までに市町へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町において個人住民税の税額の計算をします。
 - 3 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町長に届け出てください。
 - 4 事業者に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
 - 5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(引き去り)してください。
 - 6 徴収(引き去り)した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。

(P3図参照)

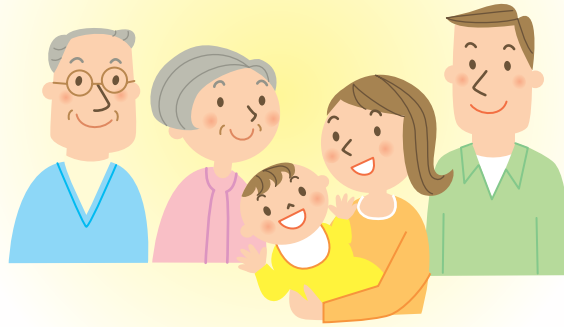
Q 給与支払額が93万円以下(※)の従業員が3人だった場合、特別徴収義務者として指定されますか。

A 均等割の非課税基準である所得を下回る場合は、非課税である(もしくは給与から税額が引ききれない可能性がある)と判断されますので、特別徴収義務者の指定はしませんが従業員の給与から徴収する税額はありません。

※住所所在地が静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、三島市、富士市の方：

96万5千円以下

※住所所在地が上記7市以外の市町の方：93万円以下



担当課等	電話番号
熱海市課税課	0557-86-6142
伊東市課税課	0557-32-1272
静岡県熱海財務事務所管理課	0557-82-9051
沼津市市民税課	055-934-4735
三島市市民税課	055-983-2626
御殿場市課税課	0550-82-4129
裾野市市民税課	055-995-1810
伊豆市税務課	0558-72-9851
伊豆の国市課税課	055-948-2918
函南町税務課	055-979-8109
清水町税務住民課	055-981-8218
長泉町税務課	055-989-5506
小山町税務課	0550-76-6102
静岡県沼津財務事務所管理課	055-920-2016
富士宮市市民税課	0544-22-1126
富士市市民税課	0545-55-2734
静岡県富士財務事務所管理課	0545-65-2121
静岡市市民税課	054-221-1043

担当課等	電話番号
静岡県静岡財務事務所管理課	054-286-9120
島田市税務課	0547-36-7140
焼津市課税課	054-626-2149
藤枝市課税課	054-643-3111(内線642)
牧之原市税務課	0548-23-0035
吉田町税務課	0548-33-2107
川根本町税務課	0547-56-2223
静岡県藤枝財務事務所管理課	054-644-9120
磐田市市税課	0538-37-4826
掛川市市税課	0537-21-1136
袋井市税務課	0538-44-3109
御前崎市税務課	0537-85-1114
菊川市税務課	0537-35-0912
森町税務課	0538-85-6308
静岡県磐田財務事務所管理課	0538-37-2214
浜松市市民税課	053-457-2142
湖西市税務課	053-576-1218
静岡県浜松財務事務所管理課	053-458-7159

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町は、平成23年度から先行実施しています。

■ 詳しくはホームページで

静岡県 県税のしおり 特別徴収

検索